

白山市物品等競争入札参加者資格審査及び指名基準取扱要綱

平成17年2月1日

告示第39号

(趣旨)

第1条 この告示は、白山市が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格の審査及び指名の基準に関し別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(審査基準)

第2条 資格審査の申請があったときは、審査項目について審査を行うものとする。

2 審査項目に対して付与する数値は、別表第1のとおりとする。

3 競争入札参加申請者が新規に営業を開始したものであるときは、前2項の規定にかかわらず自己資本額、従業員数その他必要と認める事項について審査すれば足りるものとする。

(競争入札参加資格者名簿)

第3条 競争入札参加資格者を決定したときは、競争入札参加資格者名簿を作成するものとする。

(取消し等の通知)

第4条 競争入札参加資格者の当該資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、当該者に通知するものとする。

(指名停止)

第5条 競争入札参加資格者の指名停止については、白山市建設工事請負業者の指名停止に関する要綱（平成17年白山市告示第33号）の例による。

(指名基準)

第6条 競争入札参加資格者の指名については、次に掲げる要件を勘案して行うものとする。

(1) 経営状況の悪化又は資産若しくは信用度の低下等の事実がなく、かつ、契約の不履行のおそれがないと認められる者であること。

(2) 物品の購入についての契約に関し銘柄等を指定する必要があると認める場合にあつては、銘柄等に係る物品を供給することが十分可能な者であること。

(3) 製造の請負等の契約について、特別の条件等の理由があるため、特殊な技術、機械器具、生産設備等を有する者に行わせなければならないと認められる場合は、当該技術、機械器具、生産設備等を有する者であること。

(4) 輸入に係る物品の購入契約においては、当該物品に関する外国の製造者又は販売者から販売権を得ている者又は当該取引が可能な者であること。

(5) その事業活動において、公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、廃棄物の適正処理、再生資源の活用等必要な措置を講じていると認められる者であること。

(入札に参加させる者の数)

第7条 前条の規定に基づき、競争入札に参加する者を指名しようとするときは、別表第2に定める数の者を指名するものとする。

(随意契約)

第8条 随意契約ができる場合において業者を選考するときは、競争入札参加資格者名簿に登載した者の中から選考しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(見積書を徴する者の数)

第9条 前条の規定に基づき、見積書を提出させるときは、別表第3に定める数の者を選定するものとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

資格審査付与数値表

(1) 営業年数の付与数値

営業年数	審査付与数値
20年以上	5
10年以上 20年未満	4
10年未満	3

(2) 役員及び従業員数の付与数値

役員数及び従業員数	審査付与数値
30人以上	5
5人以上 30人未満	4
5人未満	3

(3) 自己資本の額の付与数値

自己資本の額	審査付与数値
100,000,000円以上	10
30,000,000円以上 100,000,000円未満	7
5,000,000円以上 30,000,000円未満	5
0円以上 5,000,000円未満	3
0円未満	0

(4) 自己資本比率の付与数値

自己資本比率	審査付与数値
30%以上	10
20%以上 30%未満	7
10%以上 20%未満	5
0%以上 10%未満	3
0%未満	0

(5) 流動比率の付与数値

流動比率	審査付与数値
130%以上	15
110%以上 130%未満	12
90%以上 110%未満	9
70%以上 90%未満	6
70%未満	0

(6) 固定比率の付与数値

固 定 比 率	審査付与数値
0%以上 100%以下	10
100%超 200%以下	7
200%超 300%以下	5
300%超 400%以下	3
400%超	0
0%未満	

(7) 総資本経常利益率の付与数値

経 常 利 益 率	審査付与数値
6%以上	5
3%以上 6%未満	4
0%以上 3%未満	3
0%未満	0

(8) 年間販売（製造）の高付与数値

年 間 販 売（製 造）高	審査付与数値
5,000,000,000円以上	40
1,000,000,000円以上 5,000,000,000円未満	36
500,000,000円以上 1,000,000,000円未満	32
300,000,000円以上 500,000,000円未満	28
100,000,000円以上 300,000,000円未満	24
50,000,000円以上 100,000,000円未満	20
30,000,000円以上 50,000,000円未満	16
30,000,000円未満	12

別表第2（第7条関係）

指 名 者 数

購入予定金額の範囲	指名する者の数
800,000円以上	6社以上

別表第3（第9条関係）

見積書提出者数

購入予定金額の範囲	見積書を徴する者の数
300,000円以上	3社以上
300,000円未満	2社以上